

会

長 こんにちは。

さて、まだまだ暑さきびしい季節が続きますが、体調管理には十分注意してください。

また、昨年引き続き愛知県の行う下之郷堰に関する調査については、皆様のご協力により今年度については、今日終了する予定と聞いております。

では、只今から、平成30年度第5回清須市農業委員会を開催いたします。

本日の出席議員は14名で、定足数に達していることをご報告いたします。

また、農地最適化推進委員は3名全員出席しております。

次に、本日の議事録署名者を指名させていただきます、本日は13番 石川 雄二委員と14番 櫻井 重利委員にお願いしたいと思います。

ご異議ございませんか。

(異議なしの声を確認の上)

ありがとうございます。

本日の議事日程は、お手元に配布したとおりです。

本日の提出案件

(1) 議決案件について

【議案第15号】

・農地法5条の規定による許可申請 …………… 3件

【議案第16号】

・農地利用計画変更の申出 …………… 1件

(2) 報告案件について

【報告第10号】

・農地法第4条第1項第7号の規定による届出 …………… 3件

【報告第11号】

・農地法第5条第1項第6号の規定による届出 …………… 11件

【報告第12号】

・生産緑地のあっせんに係る協力依頼 …………… 2件

それでは、【議案第15号】 農地法5条の規定による許可申請 3

件 を議題といたします。

8番から事務局に説明を求めます。

事務局 議案書 1 ページ、申請番号 8 をご覧ください。

申請地は春日白弓_____で面積は____m²です。

譲受人、譲渡人は議案書のとおりです。駐車場建築の為の所有権移転の農地転用になります。

申請者は、春日白弓_____に本社を置いており、現在西側隣地である白弓_____を駐車場として利用しています。事業拡大を図る中で従業員、業務用車両が増え、特に出勤時・退社時には混雑し、近隣の方にも迷惑をかけている状況です。

従業員駐車場を目的としているため、本社周辺の市街化調整も含めて探し検討していたところ、現在駐車場として利用している白弓__の西隣の____について所有者より譲り受ける話がまとまり、本申請に至りました。

申請地は、市街化調整区域で、名古屋高速16号一宮線春日出口より概ね300mの区域にある農地です。農地区分は「運用通知第2の1の(1)エー(ア)ー a ー (b) インターチェンジなどから300m以内の区域にある農地に該当するため、第3種農地と判断でき、原則許可となります。

また、一般基準についても特段の問題はございません。

以上で説明を終わります。

会長 事務局の説明が終わりました。この案件の地元は、私になりますが、特に問題はありませんでした。

会長 他に何かご意見などありませんか。

なければ、この案件について、当農業委員会として「許可相当」として、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

ありがとうございます。では、この案件について、「許可相当」との意見を付して県に進達することといたします。

続きまして、9番、事務局に説明を求めます。

事務局 議案書 1 ページ、申請番号 9 をご覧ください。

申請地は春日宮重町____で面積は____m²です。

譲受人、譲渡人は議案書のとおりです。分家住宅建築の為の使用貸借の農地転用になります。

申請者は現在本家である清須市春日宮重町_____に祖母、両親並びに兄と計5名で生活しておりますが、この度婚姻することになり、婚約者と建築資金を共同して出資し住宅を建築することになりました。

土地の選定にあたり、自己所有の土地がないため、知人にも依頼し本家周辺の農用区域外の土地を検討しましたが、適当な土地も見つからず諦めてかけていたところ、申請者の父が所有する本申請地を分家住宅して利用するのに賛同を頂き、本申請に至りました。

申請地は、市街化調整区域で、住宅、店舗、事務所その他の事業用施設、公共施設又は公益的施設が連たんしている区域に近接する区域にある農地で、その規模が10ha未満であることから、2種農地となり、運用通知の オ-（イ）周辺の他の土地を利用することにより事業目的を達成することができる場合以外のものに該当します。

また、一般基準についても特段の問題はございません。

以上で説明を終わります。

会 長 事務局の説明が終わりました。

後 藤 委 員 この案件の地元は、後藤委員ですが。

会 長 特に問題はありません。

他に何かご意見などありませんか。

なければ、この案件について、当農業委員会として「許可相当」として、よろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

ありがとうございます。では、この案件について、「許可相当」との意見を付して県に進達することといたします。

続きまして、10番、事務局に説明を求めます。

事 務 局 議案書 1 ページ、申請番号 10 をご覧ください。

申請地は阿原角之城_____で面積は_____㎡です。

譲受人、譲渡人は議案書のとおりです。駐車場建設の為の貸借設定の農地転用になります。

申請者は岐阜県高山市に本社を置き、愛知県の拠点営業所を海部郡大治町に設置し営業を展開しています。得意先の多くが清須市、北名古屋市にあり、これらの荷主に即時に対応するため清須市に駐車場を借りる必要がありました。

現在清須市内で借りている駐車場付近の市街化区域も検討はしましたが、借りるための条件が厳しくなかなか決まりませんでした。そこで現在

借りている地主に相談したところ、休耕地となっている自身の土地を利用してはどうかとの返答を頂き、本申請に至りました。

申請地は、市街化調整区域で、住宅、店舗、事務所その他の事業用施設、公共施設又は公益的施設が連たんしている区域に近接する区域にある農地で、その規模が10ha未満であることから、2種農地となり、運用通知のオ-（イ）周辺の他の土地を利用することにより事業目的を達成することができる場合以外のものに該当します。

また、一般基準についても特段の問題はございません。

以上で説明を終わります。

会 長 事務局の説明が終わりました。

この案件の地元は、八木委員ですが。

八 木 委 員 特に問題はありません。

会 長 他に何かご意見などありませんか。

なければ、この案件について、当農業委員会として「許可相当」として、よろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

ありがとうございます。では、この案件について、「許可相当」との意見を付して県に進達することといたします。

続きまして、【議案第16号】 農地利用計画変更の申出1件を議題といたします。

2番から事務局に説明を求めます。

なお、本件に関しては、渡人が___委員となっておりますので、一次ご退出いただきます。

事 務 局 議案第16号をお願いします。

この案件は議案書のとおり清須市長あてに、農用地の利用計画変更の申出が提出され、農業委員会等に意見を求めるものです。

この農用地の除外には、5つの要件というものがあり、

- ① 他の土地で代えることが困難なこと
- ② 農用地の集団化、農作業の効率化に支障がないこと
- ③ 農用地の利用集積に支障がないこと
- ④ 土地改良施設の機能に支障がないこと
- ⑤ 土地改良事業の完了後8年を経過していること、などがあげられます。

場所については、春日八幡____の一部で面積____㎡中____㎡で、分家住宅の建築を目的とした申し出となります。

5つの要件は全てクリアーしております。

現在、市内共同住宅で夫と暮らしていますが今回子供を授かり出産に向け準備を進める中で、将来を見据え実家の近くで土地を探しましたが適当な物件が見つからず今回の申し出となりました。

位置は農用地の辺縁部となります。

農地区分は第1種農地ですが、許可基準のイ(イ)-c-(e)に該当します。

以上、説明を終わります。

会長 事務局の説明が終わりました。

この案件について、ご意見等があればお伺いいたします。

会長 他に何かご意見等ありませんか。

なければ、この案件について、本委員会として「意見なし」としてよろしゅうございますか。

(「異議なし」の声あり)

ただいま「異議なし」の声がありましたので、この案件について当農業委員会として「意見なし」として回答いたします。

では、____委員に入室いただきます。

続きまして、(2) 報告案件に入ります。

【報告第10号】農地法第4条第1項第7号の規定による届出について、事務局より読み上げますから、地区の担当委員さんは、何かありましたらお願いします。

事務局 では、読み上げさせていただきます。

番号 13、春日焼田____で登記田、現況雑種地です。

水野委員 問題ありません。

事務局 番号 14、春日午____で登記畑、現況雑種地です。

早川委員 問題ありません。

事務局 番号 15、春日二番割____で登記畑、現況雑種地です。

早川委員 こちらも問題ありません。

事務局 農地法第4条第1項第7号の規定による届出については以上になります。

会長 以上の件について、何か質問等ありませんか。

続きまして、【報告第11号】農地法第5条第1項第6号の規定による届出について、事務局より読み上げますから、地区の担当委員さんは、何かありましたらお願いします。

事務局 では、読み上げさせていただきます。

番号51、清洲櫓____で登記、現況共に畑です。

中野委員 問題ありません。

事務局 番号52、廻間一丁目____で登記、現況共に畑です。

日下部委員 問題ありません。

事務局 番号53、上条地丁____で登記田、現況休耕田です。

石塚委員 問題ありません。

事務局 番号54、西枇杷島町古城一丁目____で登記、現況共に田です。

伊藤委員 問題ありません。

事務局 番号55、西枇杷島町古城二丁目____で登記田、現況雑種地です。

伊藤委員 こちらも問題ありません。

事務局 番号56、西枇杷島町城並一丁目____で登記田、現況畑です。

伊藤委員 問題ありません。

事務局 番号57、廻間一丁目____で登記、現況共に田です。

日下部委員 問題ありません。

事務局 番号 58、廻間三丁目____で登記畑、現況雑種地です。

日下部委員 こちらも問題ありません。

事務局 番号 59、西枇杷島町古城二丁目____で登記田、現況宅地です。

伊藤委員 特に問題ありません。

事務局 番号 60、西枇杷島町古城二丁目____で登記田、現況宅地です。

伊藤委員 こちらも問題ありません。

事務局 番号 61、桃栄二丁目____で登記田、現況畑です。

堀田委員 問題ありません。

事務局 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による届出については
以上になります。

会長 以上の件について、何か質問等ありませんか。
続きまして、【報告第 1 2 号】生産緑地のあっせんの協力依頼です。
事務局に説明を求めます。

事務局 清須市長より農業委員会宛に 8 月 1 0 日付けの文書にてあっせんの協
力依頼がありました。

場所は、議案書及び地図に表示のとおりです。

清須市一場神明前 564-1

清須市清洲上中畦 317-1, 318, 319-1, 321-1, 329-1, 329-2

の 7 筆を一団とする農地と

清須市清洲上中畦 327-1, 328-1

の 2 筆を一団とする農地の 2 件です。

継続して耕作する希望のある方がお見えになれば、申し出ていただき
たいと思いますので、地区でのご確認をお願いします。

申出があった場合、農業委員会として取りまとめ、担当課の都市計画
課へ報告致します。

なお、この件について、通常であれば次回の農業委員会において
お答えをいただく所ですが、担当課より 9 月 3 日までに回答が欲しい
とのことでした。

買取希望がある場合は、同日までに事務局へ連絡をお願いします。

会 長 以上の件について、何か質問等ありませんか。
事務局 それでは、その他、へ移ります。事務局、何かありますか。
事 務 局 特にありません。

会 長 それでは、次回の開催について確認します。
平成30年9月25日、火曜日、午後2時から、場所は清須市役所南館
3階大会議室にて開催予定ですのでよろしくお願いいたします。
以上で平成30年度第5回農業委員会を閉会します。
本日はご苦勞様でした。

—終了時刻午後2時40分—

備考 個人情報に当たるとの考えから、議事録中の具体的な住所の番地は「____番地」、農地の地番は「____番」との表記で省略して記載しています。